

述体に於ける動詞文と形容詞文

石 神 照 雄

キーワード…主語 述語 ハ ガ 物語り文 品定め文

- 一 はじめに
- 二 述体の原理
- 三 動詞文
- 四 形容詞文
- 五 おわりに

一 はじめに

述体の文の一般的な形式と具体的な姿を求めて、例えば、

- 〔主語〕―〔述語〕
 (体言) (用言)
 犬()、騒ぐ。／騒いでいる。
 犬()、騒がしい。

とするとき、文が担う意味の質的なものに焦点を置かならば、主語、述語がそれとして在る在り方が問われることになる。述語であるものに関しては、動詞であるか、形容詞であるか、或いはこれらに限るのか限らないのか。また同時に、主語に関しては、承接する助詞

は何か、助詞ハか、助詞ガか、その他の場合があるのか無いのか等。文を組立てる際の種々の要素が、文の意味の質に如何様に関係しているのか。文論の重要な課題である。

述体文の意味と構文の関係を追究することは、結果として述体文を類とする下位の種を分類することである。佐久間鼎(佐久間一九四一)に分類がある。「物語り文」「品定め文」である。但し表記は三上章に従う。用語の異なりはあるものの、同様の議論は重なっている(注1)。

先行する研究成果を以て、母語として有する文法意識に照らせば、述体文の低位分類の典型的なものとして、分類名称、主語の助詞、述語の品詞の間に、

分類(意味)	分類(形式)	助詞	述語の品詞
物語り文…現象文	動詞文	ガ	動詞
品定め文…判断文	名詞文	ハ	形容詞
品定め文…判断文	名詞文	ハ	準詞
			(名詞+ダ)

という対応関係を見ることになる。

なお、形容詞という品詞を述語とする文を「名詞文」と称することは、日本語を研究するところに於いては奇異の観を抱くものであ

るが、これは言語学的成果の撰取による研究史上の命名である。形容詞を述語とすることを以て「形容詞文」の名称を用い、文の根拠を原理的に追究するものに、川端善明の研究がある。川端は、自らの形容詞文に名詞述語文を撰取する（川端一九五八、同一九六六、二〇〇四）。

ところで、主語に承接する助詞と、述語を成す品詞との関係を詳細に分析するとき、典型としてあるもの以外にも、助詞の交換で意味の把握が可能なものがある。述語の品詞と助詞との組立は固定的なものではない。主語承接の助詞が文意味の質的なものに大きく関与していると考えられる。

動詞述語文は常に物語文（現象文）としてあるのではないし、形容詞述語文は常に品定め文（判断文）としてあるのではない。殊に、三上の言う準詞による品定め文（判断文）、即ち二体言が主語と述語の形式を呈するものについては問題である。

抑、準詞文の述語は体言である。一般に、述語を構成するということでは用言に相当する、と処理するのであるが、それは妥当なものであるか。名詞述語文、即ち二体言文は、主語と述語の位地の転換、或いはそれに伴う助詞の交換という構文構成上の多様な姿を惹起するものであり、述体文研究の新たな展開へと誘導するものである（石神二〇〇七a、同二〇〇七b、同二〇〇八、同二〇〇九）。

筆者は、これまで、物語り文と品定め文という述体の分類に関して検討した（石神二〇一〇a）。また、述体の種類と助詞の関係についても言及したことがある（石神二〇一一）。本稿は、これらを踏まえて、述語の品詞の違いに焦点を当てることにより、述体の下位分類、動詞文、形容詞文、殊に物語り文（現象文）的であること、品定め文（判断文）的であることに關して追究するものである。

二 述体の原理

世に山田文法と称する山田孝雄博士の文法論（山田一九〇八、同一九二二、同一九三六）は、事態を認識するに際して判断の構造を根拠に、語と文の関係を論ずる。日本語の文について原理的な類別規定を施し、感情の発表形式の喚体、理性の発表形式の述体、という二つがあるとする。このとき、述体を成す日本語文は、部分を担当二つの語類（体言、用言）が、主語、述語として相関することで、全体として文の形式を成す。文法を論ずるに当たって、時に、日本語の文には述語はあるが主語はない等の、主語を蔑ろにする言説が聞かれることがある。しかしながら、山田文法の述体の論理に従うならば、主語は述語と共に述体文の形式として必須である（石神二〇一〇b）。

山田文法は、語の類別即ち品詞分類を、判断に際して事態分析の部分を担当するものという観点で追究する。それと関連して、判断構造の言語的実現を、語の運用による位格関係の構成を以て追究する。体言という語類の意味（実体）、並びに用言という語類が有する、実質的意味（属性）と形式的意味（繫辞）即ち陳述、という三者を以て、述体文に於ける主格—賓格の相関と述格の関与という位格関係を規定する。山田文法は、語論と文論を連関的に説くものであり、その中核は言語主体の精神の統一作用（繫辞）を担う用言の陳述である。

文に関する研究は、時枝文法（時枝一九四一、同一九五〇）を介して陳述の在処が焦点とされ、日本語の文法研究史に「陳述論争」として展開された（大久保一九六八）。該議論は、陳述を構文機能

として抽出することへ収斂し、構文論は機能的な観点から文を規定する方向へ展開され構文成分の詳細が追究された（渡辺一九七〇、北原一九八一）。その後の命題とモダリティによる文把握は、機能的な構文論に連続するものである（仁田一九九二）。その結果、文の本質追究に於いて、内容に対する形式の観点から主語を必須とする議論は失われがちとなり、主語とは必要に応じて構文上に登場する構文成分の一つとされるに至った（注2）。

しかしながら、今日までの文法研究を顧みるとき、日本語の構文論は山田文法の述体の論理が陰に陽に背景根拠として展開されたものである。その事実立つならば、次のことは述体の原理として容認されなければならない。

即ち、述体文は、体言が主語として地位を占め、用言が述語として照応する、という主語―述語相関の形式を有する。このとき、文にある陳述とは、主語が述語と結ぶ関係性のことである。つまり、実体と属性を以て象られる事態（判断の対象面）と、言語主体の精神の統一作用（判断の作用面）とが、一体として述体文の形式に担われている。述体文とは、事態が存在することを承認するという認識を、構文形式（主語―述語）に託すものである。

三 動詞文

述体文の述語を担う用言は、品詞としての異なりが各々の典型的文に組立の違いを生み出している。次のようなものである。

犬が騒いだ。…動詞文…物語り文
―ガ―動詞―タ形

⊈（アノ場デ⊈アノ時、アノ所、ニ於イテ）アノ―犬が、アノ様ニ―騒いだ。

犬が騒いでいる。…動詞文…物語り文

―ガ―動詞―テイル形

⊈（眼前デ⊈イマノ時、ココノ所、ニ於イテ）コノ―犬が、コノ様ニ―騒いでいる。

犬は騒がしい。…形容詞文…品定め文

―ハ―形容詞―終止形

⊈（常ニ⊈何レノ時、何レノ所、ニモ関セズ）犬―ナルモノは、騒がしい―モノ―デアル。

⊈（常ニ⊈何レノ時、何レノ所、ニ於イテモ）アラユル―犬は、騒がしい。

動詞は運動性の属性表現として事態の動的展開を表し、形容詞は静止的な属性表現として事態の性状規定を表す。動詞述語文は、主語にガ格助詞を承接し物語り文をなす。形容詞述語文は、主語にハ係助詞を承接することで品定め文をなす。これが典型としての動詞文、形容詞文の姿である。

右の、意味の分析に示したように、動詞文は「時所的限定」を具有する。これは、物語り文の特徴として佐久間が指摘するものである（佐久間一九四一）。謂わば、当該の事態に、それが発生展開する舞台がある、と明記するのである。これにより、当の文を物語る話者が存在する場、当の事態が存在する場、という両者の位置関係

が話者によって規定される。第一文、第二文は、物語り文の内容を
持った動詞文である。

はじめに、第一文について検討する。

第一文の文末タ形は、話者と当該事態の位置関係の指標である。

昔々、或る所に、〈登場人物〉が、ありました。

という物語の冒頭表現を以てすれば、物語り文という名付けの理由
が推察できる。時所的限定と文末タ形は、一体であり、相関関係に
あるものである。舞台の上で具体的な事態が展開する、それを視聴
者が鑑賞する、という演劇的關係を実現させるための文が物語り文
である。時所的限定の形式、並びに文末タの形式は、物語り文が物
語り文としてあるための表現装置である。

物語り文に盛込まれる事態は、個別具体的なこととしてある。当該
の事態は、話者にとつて己自ら指示することができる関係にある現
実である。指示の關係の有り様は、右の意味分析からも知ることが
できよう。当の物語り文の話者は、舞台上のAの事態を分析するこ
とで、Aの実体とAの属性を抽出して、そこにある関係を以て組立
て統一する。組立統一の根拠は舞台上の事態という現実である。こ
の現実的な関係があるところにガ格助詞が用いられる。

ガ格助詞は現実性の判断を表す。一つの事態から抽出されたもの
として、物語り文の、当の実体と当の属性の間には現実的な関係が
ある。物語り文にはその関係を承認する判断がある。当の事態が存
在することを承認するという判断である。主語と述語を結ぶ所に位
置するガ格助詞はその判断の指標としてある。

森重敏が説く、助詞ガが現実性の判断に用いられる、とは右のよ

うなことであると考えられる（森重一九七二）。

次に、第二文に移る。

第二文の「動詞―テイル形」は、話者が現場にあって、事態の状
態進行を抽出している、という意味が著しい。これは、テイルの終
止形である。

ここで、第二文の特徴を、述語を次のように変換した第一文と比
較し検討する。

いま「動詞―タ形」述語の第一文から「動詞―終止形」述語の文
を構成すれば、この文は第二文と同様に「眼前デイイマノ時、ココ
ノ所、ニ於イテ」という時所的限定を得る。「動詞―終止形」述語
へ変換した第一文と、「動詞―テイル形」述語の第二文、

犬が騒ぐ。

犬が騒いでいる。

この両者は、話者との関係に於いて、眼前にある事態の把握とい
う点では同じと言える。

しかしながら、第二文の「動詞―テイル形」には、動詞が担う属
性の「時」性に、「状態」「進行」となるものが「テイル」分の意味
として累加されている。テイルの要素は、話者が現場にあって事態
を経過的に観察するという意味を導く。そのことが、「動詞―終止
形」述語の変換第一文と、「動詞―テイル形」述語の第二文に違い
を生む。時所的限定としては、共に「眼前デ」「コノ場デ」を想定
できるにも関わらず、今の様子を伝えるという点で、文が含意する
ものに異なりがある。両者は直感直叙の現象描写ではあるが、第二
文のテイル形には眼前の有り様を中継的に伝えるという点が顕著で

ある。

再び、第一文に戻る。

当初の第一文の意味分析は次のようなものであった。述語「動詞―タ形」に対する時所的限定は、時間空間的に話者の位置する場から離れた舞台上の、アの事態を組立てるものである。謂わば、事態との隔離性が量的大である。しかしながら、これを、眼前事態と瞬間遭遇したこと、それについての直感直叙の現象描写文、と見なすこともできる。眼前の出来事の出来の面々を、次々と捉えるという物語り文である。例えば、

(はじめ、) 犬が走った。

⊃コノ時、コノ所、ニ於イテ〔登場人物Ⅱ〕犬が走った。

(次の瞬間に、) 犬が転んだ。

⊃コノ時、コノ所、ニ於イテ〔登場人物Ⅱ〕犬が転んだ。

(その次の瞬間に、) 犬が騒いだ。

⊃コノ時、コノ所、ニ於イテ〔登場人物Ⅱ〕犬が騒いだ。

というように、当初の第一文があったとするのである。なお〔登場人物〕という意味分析を加えたのは、これを一連の出来事とするためである。

ここで、時の文末形式と時所的限定の設定との関係から、文に関わる時の在り方について、次のように考えることが出来る。

文の組立を支える構造として、当初の第一文の意味分析でも、再把握の文の意味分析でも、文末のタが、話者と当該事態との間の位

置関係を表すものとしてあることに違はない。この指標「タ」には「完了」「確認」「過去」「回想」等、種々の意味が与えられている。それは、位置関係の実質を、事態が内包する「時」性を対象の何れの面として抽出するか、或いはそれを抽出するに際しての話者による作用の如何なることに於いてか、という特徴付けの違いに導かれた結果と考えられる。

当初の第一文では、「アノ場デ」性を内包する時所的限定を表現装置として登場させた。文末のタはそのことと一体としてある。一方、再把握の第一文では、眼前の「コノ場デ」性を内包する時所的限定の選択であり、それと一体としての文末タである。

犬が騒いだ。

⊃アノ時、アノ所、ニ於イテ、アノ―犬が、アノ様ニ―騒いだ。

(その次の瞬間に、) 犬が騒いだ。

⊃コノ時、コノ所、ニ於イテ〔登場人物Ⅱ〕犬が騒いだ。

仮に、話者の作用性の面から、前者を回想とすれば、後者には確認の意味が導かれる。また、対象的な面からは、前者は推移完了したアの事態、過去にあるアの事態というように把握することができ。これに対し、後者で把握できるコの事態は、発作的であり、現在にある。

再度、第二文に言及する。

第二文で、述語を、テイルの終止形から「動詞―テイル―タ形」へと組換えるならば、組換えたことにより文事態は、話者との間に

「アノ場デ」という位置関係を築くと言えよう。

犬が騒いでいた。

⊈ アノ時、アノ所、ニ於イテ、アノ一犬が、アノ様ニ一騒いでいた。

但し、ここでのタ形は、第一文「動詞一タ形」の再把握のように、出来の面を取り上げるといふ意味を持ち難い。テイルの要素が介した分の意味によって「動詞一タ形」述語との異なりを生んでいる。再把握の第一文で用いた「次の瞬間に」「その次の瞬間に」等の要素を組込んだ時所的限定は、「動詞一テイル一タ形」述語と親和的ではない。親和的と思われるものは、「状態」「進行」ではなく「結果」の意味と考えられる。

四 形容詞文

前掲の第三文は、品定め文の内容を持った形容詞文である。再びここに掲げる。

犬は騒がしい。

⊈ (常ニ一何レノ時、何レノ所、ニモ関セズ) 犬一ナルモノは、騒がしい一モノ一デアル。

⊈ (常ニ一何レノ時、何レノ所、ニ於イテモ) アラユル一犬は、騒がしい。

形容詞は、述語として性状規定を行う。形容詞も動詞も共に属性表現を行うのであるが、属性として抽出される際に「時」性の組込み方が違う。この点を明らかにし、用言の下位分類として動詞と形容詞の本質規定を行った研究が山田文法にある(注3)。

これまで、例文に用いた用言は、動詞「騒ぐ」及び派生形、形容詞「騒がしい」である。先の第三節で、第一文と第二文を検討することで明らかになったように、推移的としてであれ発作的としてであれ、事態の属性に「時」性の諸相が組込まれることで、物語り文の表現が実現した。その原形が動詞「騒ぐ」である。

いま、仮に、事物と一体として「騒」と名付けることができる未分化で原形的な属性が有るとする。事物としての実体は「犬」とする。ここで事物が存在するとは、謂わば騒を纏った犬が一体として存在する、即ち、騒の犬がある、ということである。存在とは、存在の体を為すものが存在する、つまり有ることである。事物が存在するとは、「騒の犬がある。」即ち「存在体ガアル。」である。騒の犬は、それが存在することに於いて、一体としてガアルという時の枠組を担っている。存在は時の枠組に於いて有る。

存在体は一体としてガアルを具有する。ガアルは存在の指標である。ここに、存在体と称したものは、事態という在り方で我々の前に立ち現れる。事態の存在を承認するという判断に於いて、我々は思想の方便として、事態を、実体と属性とに分離分解する。その際、存在の時の枠組が属性の側に託され取り上げられたもの、それが動詞である。動詞「騒ぐ」は、原形的な属性「騒」がガアルによって統御されたものである。動詞は、表現する属性の中に「時」性を含む。とすれば、動詞文に於いて時所的限定は必然的要素である。

〔騒〕の「犬」「ガアル」

⊈「犬」―「ガアル」「騒」

⊈「犬」―「騒ぐ」

⊈犬が、騒ぐ。

これに対し、時を超えたことで静止的という不変化、もしくは固定的という一様性に於いて、事物が具有する属性を取り上げるのが形容詞である。形容詞「騒がしい」は、原形の属性「騒」を担う表現ということでは、動詞「騒ぐ」と同じである。しかしながら、形容詞は、動詞が具有する「時」性を欠いている。これは、形容詞を以てする事態分析に於いて、ガアルが属性の側にならないことを意味する。とすれば、形容詞文に於いては「時」性は本質的なものではない。形容詞文の時所的限定は解除されている。上記の形容詞文の意味分析に於いては、動詞文の組立てに合わせて時所的限定の要素を、

常ニ何レノ時、何レノ所、ニモ関セス

常ニ何レノ時、何レノ所、ニ於イテモ

と提示した。枠組を超えていることと、枠組を総て満たしていることとは共に枠組自体の存在を否定し超越したものである。

右は、形容詞の語性が超時間性であることを明らかにしたものである。では、形容詞という属性表現が有る形容詞文という述体の構成では、存在の指標であるガアルは何処に有るのか。動詞文とは違い、仮に実体の側に託されると考えることが出来るのであろうか。

これは、実体と属性の抽出を行い事態の存在承認をする形容詞文で、主語の表示が、ガ格助詞ではなく、ハ係助詞を以て典型と見な

されることと関連性があるのだろうか。或いは形容詞文は、基本的な構造が動詞文と同類に在るのではなく、別の原理に在るといふことなのであろうか。ここでは、動詞のように属性の側にガアルが組込まれる、というものではないことを確認し、仮にガアルは実体の側に組込まれる、とすることを以て、形容詞という品詞の根柢とする。

〔騒〕の「犬」「ガアル」

⊈「ガアル」「犬」―「騒」

⊈「犬ガアル」―「騒がしい」

⊈犬(ガアル)は、騒がしい。

以上は、形容詞に「時」性が組込まれていないこと、形容詞文の典型がハ係助詞文であること、この両者の関連性という課題への逢着を意味する。

抑も、形容詞による属性表現ではそれ自体が存在とは関わらないということなのであろうか。しかしながら、述体の文は、事態の存在を承認するという判断を、主語と述語の相関という構文形式で表すものである。形容詞文の構造に関して、次のような仮説を得ることが出来る。

即ち、典型としての形容詞文に於いては、主語体言はガアルを具有する。この主語体言は、単なるモノではなく、「体言ガアル」によつて謂わばコトと化されたものとしてある。典型の形容詞文の主語の体言は、「体言ハ」の形式それぞれ自体で存在であることを示唆する地位にあるものではないか。この点が、典型としての動詞文(物語り文)の主語体言(コト化していない単なるモノ)との違いであ

り、形容詞述語文が形容詞文らしい姿にあるとき、ガ格助詞ではなく、ハ係助詞が要求される根拠として有るのではないか。また同時に、形容詞文が述語として、存在の指標のガアルを含むものではないにも関わらず、動詞文と同様に、存在を承認する述体としてあることの根拠になるのではないか。

しかしながら、ここで形容詞という語の特徴分析と分類のため用いた例は、「騒」の「犬」「ガアル」、即ち「騒の犬がある。」という、謂わば具体となる存在関係を前提とするものであった。これは、第三文として掲げた典型的形容詞文と、結果として組立ての外形は同じであるが、各々の文が内容とする認識の水準は同じではない。

犬は騒がしい。

⊖「犬ガアル」―「騒がしい」

⊖犬(ガアル)は、騒がしい。

犬は騒がしい。

⊖(常ニ何レノ時、何レノ所、ニモ関セズ)犬―ナルモノ

は、騒がしい―モノ―デアル。

⊖(常ニ何レノ時、何レノ所、ニ於イテモ)アラユル―犬

は、騒がしい。

後者の第三の文のものは、犬一般の性質を問題とする犬の論理である。即ち観念性の判断である。これに対し、品詞分類の関係構造を議論した前者の文は、具体の水準のものである。現実性の判断である。以下の議論に示すように、前者は個別の対象の形容詞文として

ある。それが、ガ格助詞ではなく、ハ係助詞で形容詞文としてある。この根拠を問う必要がある。

なお、森重は、ハが観念性の判断ばかりでなく、現実性の判断にも用いるものであるとの指摘をしている(森重一九七一)。

ところで、形容詞を述語とする文であっても、

犬が騒がしかった。…形容詞文…物語り文

―ガ―形容詞―アル―タ形

⊖(アノ場デ何レノ時、アノ所、ニ於イテ)アノ―犬が、アノ様ニ―騒がしかった。

というように、動詞文と同様に物語り文(現象文)を組立てる。このときの主語「犬」が担っている意味は、ポチとかシロとかクロとか固有名詞に置き換わるモノである。形容詞「騒がしい」は「アル―タ」という要素を組込んで臨時的に動詞述語へ転換したと言えよう。臨時の動詞文である。そのことは、また、

犬が騒がしい。…形容詞文…物語り文

―ガ―形容詞―終止形

⊖(眼前デ何レイマノ時、ココノ所、ニ於イテ)コノ―犬が、コノ様ニ―騒がしい。

という形容詞が終止形の形容詞文で、これが物語り文として成立することと関連する。

右は、アルもタもない形容詞の終止形であるが、典型を離れ物語り文を意味する組立である。主語「犬」はガ格助詞が承接する個別

具体のモノである。また前文との対照から、述語の形容詞「騒がしい」には「時」性が臨時的に担われていることが判明する。前者にある「回想」に対して、後者には「非回想としての確認」があり、或いは「過去にあるアの事態」に対して、「現在にあるコの事態」という関係がある。

ここでの「騒がしい」は、動詞文の「騒いでいる」とは等しくないが、このガ形容詞文にも状態的な属性を捉えることが出来る。しかしながら、それは、ハ形容詞文が意味する性質という捉え方とは異なる。ここには、推移展開の幅の非常に小さい「時」性を捉えることになる。形容詞の具有する本来の意味である性質を敢えて使うなら、「瞬間性質」とでも形容することが出来るか。その根拠としては時所的限定である。

状態というとき、性質というとき、両者の違いは、状態が時所的限定を受けた属性であるのに対し、性質は時所的限定が解除された超時恒時の属性である。文「犬が騒がしかった。」の述語「形容詞―アル―タ形」が「アノ場デ」性と一体としての文末形式であるとすれば、文「犬が騒がしい。」の述語「形容詞―φ―φ形」は「眼前デ」即ち「コノ場デ」性と一体であることの文末形式である。文の意味は対照関係的に抽出される。なお「φ」を以て、形式の存在と内容表示零の関係を設定した。

典型的な形容詞文では、主語にハ係助詞が承接し、その意味は一般としての犬である。犬ナルモノ、アラユル犬という把握は、個別具体のモノを点検乃至は集積したところから発したものである。その結果、具体の次元を超え観念の域に転換した。典型的な形容詞文は主語体言として観念の域を設定する。そして述語用言の形容詞を性質を表す観念として結びつける。典型的な形容詞文は観念的關係を表

すものである。ここには時所的限定はない。

なお、右のことは、典型的な形容詞文の主語としては個物が登場しない、ということの意味するものではない。近所の飼犬であるポチを以て、典型的な形容詞文の主語とすることは当然ある。ナルモノ、アラユルという抽象の結果表示として得た、個別具体と一般抽象の関係を、その名を戴いているに該当する、或いはその生存の一部始終を把握する等として、ポチにも見ることが出来る。「ポチ」は固有名詞であり、「犬」は一般名詞であるが、名詞自体が何ら文の質に関する種類を決定する等ということはない。ここでの判断は、ガ格助詞とハ係助詞とが指標となり、そのこととの関係での主語の体言の質が判明するものである。

典型としての形容詞述語文は、述語が形容詞であるにも関わらず、文の種類としては名詞文に編入される。それは形式による分類であるが、根拠は観念的なものの結合という点にあると理解できよう。「斯々ナルモノは、然々モノデアル。」という意味分析に採用した形式は、二体言が相關する姿であり、名詞文そのものである。また、典型的な名詞文にも時所的限定はない。品定め文（判断文）である。もし、時所的限定を具えた名詞述語の文（体言文）があれば、それは形容詞文の場合と同じであり、文の質の転換が行われたのである。体言文を課題とすべきことに関しては、第一節で明らかにした（石神二〇〇七a以下）。

以上の検討から次のことを得る。

形容詞の品詞分類の追究の一環として仮定した具体の「騒がしい犬がある。」という存在関係から展開された前者の「犬は騒がしい。」の文では、「犬」は一般ではなく個別である。ガアルを纏った主語「犬」は有ることを承認されたということで、ハ係助詞を承接し構

文上に顕現したのである。

主語にガアルが内包された具体の水準にあるハ形容詞文と、主語が一般抽象を内容とする典型のハ形容詞文とは、外形の姿は同じであるが、内容的に直ちに結びつくとは考え難い。

具体の水準にあるハ形容詞文は、「犬」として存在関係が設定され、言うならば、発言者と聞き手の間でソの関係にあるとして、承認済みの〈登場人物〉として文に現れる。それが主語となるとき、ガ格助詞の承接ではなく、ハ係助詞の承接の体言として現れる。このことは、物語に於いて、冒頭の登場ではガ格助詞の表示の〈登場人物〉が、物語の展開を担う文に於いてはハ係助詞を承接することに見られる。これについては前稿で議論した(石神二〇一)。

右の議論は、形容詞文が外形的に同じ姿をしていても、判断の現実が異なる場合がある、ということである。それは、森重が、

「は」は観念性の判断に使うが、「が」は現実性の判断に用いる——もっと厳密には、「は」は観念性の判断にも現実性の判断にも用いるが、「が」は現実性の判断だけにしか使われない(森重一九七一、七五頁)

と説く、ハ係助詞による現実性の判断に関するものである。

五 おわりに

以上でこれまでの議論を一先ず終了する。未だ述べ尽くしていないことがある。第四節での動詞と形容詞の本質的分類の追究は、主体として「騒の犬がある。」という存在関係を以て行ったものであ

る。この存在関係の提示は、事物と一体の原形的な属性を想定しての展開である。その際、実体と属性の一体となった存在体を、動詞への分化の場合、形容詞への分化の場合を通して、

〔騒〕の「犬」「ガアル」

と設定した。〔騒〕の「犬」という表記は、結果として存在関係「騒の犬がある。」という文を導くことになった。一体として存在体がある、としたものを「犬」を優先的に抽出する関係へと進め具体となるものとして扱ったのである。しかしながら、その際「犬の騒がある。」という存在関係も可能であった。いま飛躍して述べるが、ここから「犬は騒ぐ。」というハ動詞文について、第四節のハ形容詞文の議論と同様の展開が可能であったのではないかと考える。

現実性の判断に用いられる助詞ハは、形容詞文ばかりではなく動詞文にも現れる。また、ハ動詞文は観念性の判断のものもある。述本文の具体的な姿を単独の文としてではなく、連文的な文章という構造に於いて追究すべき課題である。今後更に検討が必要である。既に述べた動詞文と形容詞文について、要約すれば以下のようになる。

典型的な動詞文は、ガ動詞文である。これは、話者が個別具体の事態について、話者自らとの位置関係性を指示して述べる。物語り文として現実性の判断を担う。なお、ハ動詞文については先に些か述べたが更に検討を要する。

典型的な形容詞文は、ハ形容詞文である。これは事物の一般的な性質を説く。品定め文として観念性の判断を担う。その同じ姿を以て、場面と関係付けられた対象を個別的に物語るものがある。これ

は現実性の判断である。即ち、外形的に同一のハ形容詞文が二種類の文の質を示す。また、ガ形容詞文は臨時の動詞文である。

〈注〉

1 佐久間（佐久間一九四二）は、言語の機能を「表出」「うったえ」「演述」の三種類とする。そして、「事がらについて述べるといふはたらき、演述機能を荷ふものは、『いいたて』の文です（同一五二頁）。」とし、言語学の研究成果との関連を、

いいたて文
物がたり文―「動詞文」

品さだめ文―「名詞文」

と表示し、「物語り文といふ方は、事件の成行を述べるといふ役目に応じるもので、品さだめ文の方は物事の性質や状態を述べたり、判断をいひあらはしたりするといふ役割をあてがはれるものです。」と説く（同一五三頁）。

三上章（三上一九五三）は、佐久間の説く「いいたて文」を、「言いたて文」と表記し、言いたて文（平叙文）の分類の祖述を掲げる（同四〇頁）。

一、物語り文

イ、性状規定

二、品定め文

ロ、判断措定

更に、右ものは内容本位の命名であるとして、形式本位の名称に戻したものを、

一、動詞文

イ、形容詞文

二、名詞文

ロ、準詞文

を掲げ、「動詞文対名詞文は西洋の言語学で、特にフランスの言語学で言い出した区別である。動詞文は事象の経過 (process) を表し、名詞文は事物の性質 (quality) を表す。」と説く（同四二頁）。なお「準詞」とは、先行の語句を直ちに受けて全体をあたかも一つの品詞のようにするもの（同二六頁）であり、ここでは名詞に承接する「ダ」「デス」を指す。

三尾砂（三尾一九四八）は、文の分類に関して「文の在るありのままの具体的なすがたは場において在るものであるから、文を場の中に置いたままで文と場との関係のしかたを見るべきである。」（同八〇頁）との立場から、次の四つの文類型を導く（同八一頁以下）。

(一) 場の文……………現象文

(二) 場をふくむ文……………判断文

(三) 場を指向する文……………未展開文

(四) 場と相補う文……………分節文

右のものの中で、現象文が物語り文に、判断文が品定め文に相当する。なお、三尾は場を「あるしゅんかんにおいて、言語行動になんらか

の影響をあたえる条件の総体を、そのしゅんかんの話の場という。」と規定する（同二七頁）。

2 陳述論争の収斂された方向を妥当なものとして、山田文法の本質を批判的に継承し、判断との対応関係から文の基本形式を、主語と述語の相関と捉える代表的な研究は、森重敏（森重一九五九、同一九六五、同一九七一）である。

また、判断の構造に直接対応する文を「形容詞文」と称することで文の論理を追究するものに川端善明の研究がある（川端一九五八、同一九六六、同二〇〇四）。

3 山田文法では、形容詞と動詞の本質的な区別の研究は『日本文法論』に発する。山田は、『日本文法学概論』の第十章 用言概説に於いて、形容詞と動詞の区別の研究を確定的に説く。それは『日本文法講義』の第八章 形容詞、第九章 動詞概説の冒頭部（第七五項、第八四項）にある文言の再掲と次のようなものである。なお、再掲部分は『講義』から直接引用した。

七五 形容詞とは静止的、固定的に時間に関することなく心内に畫かれたる事物の性質状態を説明する用言なり（山田一九二二、八二頁）。

八四 動詞とは事物の性質状態が推移的発作的の概念として意識内に描かれたるものをあらはす用言なり（同、八九頁）。

右に続けて山田は、

といふ説明を下したるが、この「心内に描かれたる」「意識内に描かれたる」といふは同意義にしてそれが主観的の思ひ

なしの差違に基づくものなりとす。而して著者はこれが不滅の真理なることを確信するものなり。（山田一九三六、一九八頁）。

と説く。超時間性の属性表現としての形容詞、時間性の属性表現としての動詞、という分類原理を明らかにしたものとして重要である。

〈参考文献〉

石神照雄（二〇〇二）

〃（二〇〇五）

〃（二〇〇七a）

〃（二〇〇七b）

〃（二〇〇八）

〃（二〇〇九）

〃（二〇一〇a）

〃（二〇一〇b）

「文の論理と語の類別」佐藤喜代治編『国語論究第一〇集現代日本語の文法研究』明治書院

「文の論理と体言文」佐藤喜代治博士追悼論集刊行会編『日本語学の蓄積と展望』明治書院

「体言文と主語—述語」『信州大学人文科学論集』四一号

「体言文の構造」『安達隆一先生古稀記念論文集』同刊行委員会版

「体言文とウナギ文」『信州大学人文科学論集』四二号

「体言文と二重主語」『信州大学人文科学論集』四三号

「物語り文と品定め文」『信州大学人文科学論集』四四号

「山田文法の文の論理と述体、喚体」齊藤倫明 大木一夫編『山田文法の現代的意義』ひ

- 〃 (二〇一二)
 大久保忠利 (一九六八)
 川端善明 (一九五八)
 〃 (一九六六)
 〃 (二〇〇四)
 北原保雄 (一九八一)
 佐久間鼎 (一九四〇)
 〃 (一九四一)
 時枝誠記 (一九四一)
 〃 (一九五〇)
 仁田義雄 (一九九二)
 松下大三郎 (一九二四)
 〃 (一九二八)
 〃 (一九三〇)
 三尾 砂 (一九四八)
 三上 章 (一九五三)
 〃 (一九六〇)
 森重 敏 (一九五九)
 〃 (一九六五)
 〃 (一九七二)
 山田孝雄 (一九〇八)
 〃 (一九二二)
 〃 (一九三六)
- つじ書房
 「述体文の種類と助詞」『信州大学人文科学論集』四五号
 『日本文法陳述論』明治書院
 「形容詞文」『国語・国文』二七卷一二号
 「文の根拠」『文林』一号
 「文法と意味」尾上圭介編『文法Ⅱ』(朝倉日本語講座6)
 『日本語の文法』(日本語の世界6) 中央公論社
 『現代日本語法の研究』厚生閣
 『日本語の特質』育英書院
 『国語学原論』岩波書店
 『日本文法』口語篇』岩波書店
 『日本語とモダリティ』ひつじ書房
 『標準日本文法』紀元社
 『改撰標準日本文法』紀元社
 『標準日本口語法』中文館
 『国語法文章論』三省堂
 『現代語法序説』刀江書院(一九七二、くろしお出版)
 『象は鼻が長い』くろしお出版
 『日本文法通論』風間書房
 『日本文法―主語と述語―』武蔵野書院
 『日本文法の諸問題』笠間書院
 『日本文法論』宝文館
 『日本文法講義』宝文館
 『日本文法学概論』宝文館

渡辺 実 (一九七二)

『国語構文論』塙書房

(二〇一一年十月十九日受理、十一月三十日掲載承認)